



テ倫敦タイムズ新聞ニ投書セルモノハ蓋シ「ジ
ヤパンメートルノ手ニ出テ、其意台湾事件ノ英
國人民ニ告グルニ甚タ平穩ノ情ヲ以テセント
スルモノナリ此投書アリタル頃ハ日本政府ト
「ジヤパンメートル」ノ間ニ一種ノ議約アリ是レ「ジ
ヤパンメートル」ニ於テハ固ヨリホムル所アリ而



投書
千八百七十四年十月十七日

ジヤパンガゼット新聞撮記

大正
十一年
四月
贈

414
A 179

4220



シテ日本受府ハ之ニ一致スルノ意アリトセハ
其情実ハ蓋シ左ノ條件ノ如クニシテ必ラス此
レニ外ツル、トナカル可シ

シヤパンメーブルハ日本受府ニ一種ノ利益ヲ
賣ラントテ一致セリ其利益トハ乃チ日本受
府ハ一百五十稿ノ新聞紙ヲ以テ承諾シ其利
益ヲ買フト蓋シ日本今日ノ事情ニ於テ隨分
其價セアリト思ハル、ナリ○「ダブルユージ
」エツテハ其意ノ欲スル所ヲ書シテ「メーブル
」カインハ何レモ投書ス可シト虽氏日本受

府ハ「シヤパンメーブル」ガ凡テ日本ノ事情ヲ甚
ク良善ノ様子ニ傳播スト信用シ且ツ「メーブル
」ノ保護ヲ以テ大ニ其庇蔭ヲ得ントスルノ事
ハ蓋シ通常意思ノ倍眼ニモ悟リ得易スキト
ニテ之ヲ言ヒ防クノ「ハ甚タ難カル可シ○
」ヘタルドト「メーブル」ノ互ニ相犄角スルノ作者
若シ同一ノ事件ヲ記シ彼此相同シカラズ而
シテ扶助金ノ趣意ニ於テ「ヘタルド」ヨリ「メー
ブル」ニ願門ノ一針ヲ打ツル、時ハ日本受府ニ
於テモ又「メーブル」ニ於テモ小ニク外聞ニ係ル

可シ是ヲ以テ「ノール」恰ニ釘ヲ打レタレ
艱ノ如ク煩悶極マシテナク努力シテ兩者務
メントセリ○廣配ト云フモノ未タ全ク忘却
セス尚ホ少シク存在セルヲ以テ今ハ其條約
ノ「フモ捨テ難ク」又外評ヲモ顧ミサル可
ラス勢何レモ避ケ難キカ故ニ一タヒハ熱ク
ナリ一タヒハ寒クナリ煩悶實ニ極マル而シ
テ陽ニハ獨立ノ如クシテ兼テ日本受府ニ
ハ信義ヲ盡サントスル其難波ノ計畧ハ多日
ノ間讀者ノ嘲リヲ防カントスルモ亦難カル

ヘシ

「ダブル」エトジリ、エツチヨリ「タイム」新聞ニ投
シタル書ハ其投書人ノ日本政府ニ甚ク信義ヲ
盡サントセル時ニシテ其文理頗ル阿諛是ヲ以
テ却テ其不慮直ノ説ナルヲ愈々非難スヘク愈
著明ニナリ抑臺灣事件ノ説又「ヘジマ」ニ歸
スル偽計又日本受府ト「ヘジマ」使節及々此蕃
地征討ニ與リタルレゼンドル氏ヲ甚ク形容シ
テ言フ「又佐賀」坂及々其事件ノ目撃又分
カレタル日本内閣ノ様子又日本ニ於テ取リタ

ル源曰ノ法ニ叶ハサル戦ヒノ奔告等總テ是ノ
如キノ類ハ悉ク僻説ニシテ實ニ取ルニ足ラサ
ルナリ蓋シ此僻説ハ自身一己ヨリ出タルモノ
ニテ且ツ大ニ日本國ノ妨碍ヲナスヘシ
又此投書ハ初ヨリ終リニ至ルマテ悉ク誤リ多
ク其中僅カニ實説ヲ挿入セリテニソソンス
氏言ハスヤ妄言ノ中僅ニ實説ヲ加フルモノハ
妄言ノ尤モ惡シキモノナリ妄言中悉ク妄言ナ
レハ其罪大ニ輕シト
但シ日本入ハ實際ニ涉ルヲ以テ此投書ノ如キ

ニ何事ノ虚説アルモ能ク之ヲ取捨ス可シト虽
モ我國人ノ如キハ大ニ然ラス蓋シ此記者ハ日
本^大藏省ヨリ莫大ノ利分ヲ得ナカラ日本受府ニ
斯ノ如キ不信用ノ事ヲ為スハ如何ナル趣意ナ
ルヤ^シマヤ^シバ^シン^シノ^シト^シル^シノ^シ常ニ日本事件ヲ説クニ
頗ル乘僻ナルヲ以テダバルエトシ、エツチハ
預メ推量スル^シアリ蓋シ日本受府ニ於テ若シ
國力ノ疲弊スル^シアツテ新タニ外債ヲ求メシ
トスルモ恐テクハ容^シク成リ難カランカ
ダフルエトシ、エツチハ「タイム」ニ新聞ニ投書

セル喘失ニハアラスト云フトハ甚タ好シ只願
クハ彼廉直ニシテ詠言ナカラシトフ日本受府
ト彼トノ契約ニ反對スル所ノ入ト同情相隣ハ
トハ必ラス減セザラントヲ要ス苟モ事實契約
ノ如クニ至リシトアランニハ論者或ハ之ヲ好
ニス可シ然シナカラ大凡ソ一ノ記者タルモノ
ハ論者ノ是非ヲ免レカタクモノナレ氏就中左
手ニハ利ヲ貪リ而シテ右手ニハタイムズ新聞
ノ如キ天下ニ頌買スルモノニ種々不正ノ説ヲ
載スルモノ尤モ然リトス而シテ此日本ニ致ス

片ノ不正ハ遂ニ悔エトモ復タ帰ル可カラス
貴社新聞ニ於テ右緊要ノ事件ニ付キ難問スル
モノアラハ是レ余カ其責ヲ承ク可キナリ以上

フアイマアレー

デヤパンガゼット社中
却中

